

平成30年度第1回東京都入札監視委員会

平成30年10月12日

東京都庁第二本庁舎 31階特別会議室22

【五十嵐部長】 それでは、定刻になりましたので、これより平成30年度第1回東京都入札監視委員会を開催いたします。

委員の皆様方には、お忙しい中御出席賜りまして、まことにありがとうございます。私、財務局契約調整担当部長の五十嵐と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議の冒頭に当たりまして、新しい委員の先生方を御紹介させていただきたいと思えます。3月31日に制度部会の会長でございました楠委員が退任され、また、7月4日に第二監視部会の委員でいらっしゃった志賀委員が任期満了を迎えられたことに伴いまして、10月1日付で新しい委員の方2名が就任されていらっしゃいます。冒頭ということもございますので、お2人の先生方から一言ずつ御挨拶を頂戴できればと思います。それでは、まず片桐委員、お願いいたします。

【片桐委員】 片桐春美と申します。よろしくお願いいたします。

私は23年ほど会計監査をずっとやってまいりまして、去年、自分で会計事務所を立ち上げてやっております。有川先生とは総務省の契約監視会で御一緒させていただいております。東京都の契約のお話を、若干いろいろレクチャーを受けましたけれども、長い、古い、複雑な契約が非常に多いという印象を受けております。そういった中でも、できるだけ基本に立ち返りまして、より本質的な議論をいたしますように努力したいと思っております。よろしくお願いいたします。

【五十嵐部長】 どうもありがとうございました。続きまして斉藤委員、お願いいたします。

【斉藤委員】 斉藤と申します。私、東北公益文科大学に勤務しております。本学は山形県にございまして、山形と申しましても内陸のほうではなく、日本海側の酒田市にございます。現在、東北公益文科大学におきまして5年目でございます。ただ、山形の出身かと申しますと、そういうわけではなく、もともとの出身は東京でございまして、山形に参りますまではずっと東京で勤務しておりました。専門は行政法学でありまして、行政法学の中でも特に入札制度を含む公共契約法ですとか、あるいはPFI、PPPといった広い意味での公物法に関心を持って研究を進めております。どうかよろしくお願いいたします。

【五十嵐部長】 どうもありがとうございました。それでは、続きまして本日お手元に配布いたしました資料について、契約調整担当課長の吉川のほうから確認させていただきます。

【吉川課長】 契約調整担当課長の吉川でございます。よろしくお願いいたします。座ってご説明のほうをさせていただきます。

会議の冒頭に申し上げましたとおり、本日の議事で使用いたします資料につきましては、タブレット端末の中にデータとして入れさせていただいているところでございます。今、御覧いただいている画面で1ページには、「平成30年度第1回東京都入札監視委員会」と一番上に書いてある資料のほう、次第と書いてあるものがあるかと思いますが、以下27ページにわたりまして本日の資料を御用意しております。必要に応じて右下の矢印ですとか、指でスライドしていただきますと、画面が転移するかと思いますので、そちらのほうを恐縮ですが御操作いただきまして、御覧いただければと思います。

このほか、机には白い分厚い冊子でございますが、『東京都契約関係規程集』という冊子、及び、緑色の紙ファイルの中に入札監視委員会関係の規程集をつづったファイル、及び、それ以外に紙の資料でございますが、本日の会議の座席表、A4横のものでございます。また、そのほかに「東京都入札監視委員会に係る今後の予定」と書いてある、これもA4横1枚の資料。最後に、本日第二監視部会の報告の中でも使用する予定となっております「入札契約制度改革における低入札価格調査制度の主な改正点」、こちらはA4横で左肩にホチキスで一点どめにしている資料でございますが、こちらのほうを事務局のほうで御用意させていただいたものでございます。

いろいろ申し上げたのですが、何か不足等ございますでしょうか。それでは、私からの御説明は以上でございます。

**【五十嵐部長】** 続きまして、本日の議事進行について御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。タブレットの資料でございます。まず委員長の選出及び委員長職務代理の指名を行いたいと考えております。次に新委員の所属部会の決定及び部会長の選出を行いたいと考えております。

続きまして、6月に開催されました第2回第一監視部会、及び、9月に開催されました第1回第二監視部会の定例審議の結果について報告を行い、各委員の先生方からご意見を頂戴できればと考えております。その後、4月の第1回第一監視部会における談合情報処理審査案件の結果についての報告を、非公開で行いたいと考えております。

次第については以上です。

それから、出席者定足数の確認でございます。資料の3ページを御覧ください。タブレットになります。本日御出席いただいております委員及び東京都職員の出席者につきましては、こちらを御覧いただければと思います。

次に定足数の報告をいたします。当入札監視委員会は東京都入札監視委員会設置要綱に基づき、現在は12名の委員によって構成されておまして、同要綱第7条第6項の規定によりまして、委員の半数以上の出席がなければ会議を開催することができないこととなっております。本日は小澤委員、小池委員、並びに仲田委員から御欠席との連絡をいただいておりますが、12名の委員のうち現在9名の委員が出席されておりますので、委員会は有効に成立していることを御報告させていただきます。

それでは、続きまして議事に入ります。委員長の選出について事務局より御説明申し上

げます。

【吉川課長】 それではタブレットの資料の4ページを御覧いただけますでしょうか。先ほど部長のほうからお話がありましたが、楠元委員長かつ制度部会長が3月31日に委員を辞されて、現在委員長が不在となっております。本日はまず当入札監視委員会設置要綱第6条第1項の規定によりまして、委員の皆様のご互選によって新委員長を互選していただきたいと思っております。

まず初めに委員長の選任に当たりましては、委員長の職務代理でいらっしゃる遠藤委員に委員長選出の議事進行をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

では遠藤委員、よろしく願いいたします。

【遠藤委員】 ただいま御指名いただきました遠藤でございます。委員長を決定するための議事進行を務めさせていただきます。

それでは、互選に入りたいと思っております。初めに互選の進め方につきまして、自薦、他薦という形をとらせていただきます。立候補または御推薦はございませんでしょうか。

【森岡委員】 よろしいでしょうか。私は遠藤先生をお願いするのが適当であると考えております。遠藤先生は当委員会の委員を4期務めており、都の入札契約制度を熟知しておられます。また、防衛省整備計画局の公正入札調査会議の議長を務められるとともに、大学では建設関係を中心に入札契約制度に関する研究を専門になさるなど、深い知見を有しておられます。

今年6月に入札契約制度改革の本格実施を行い、今後はその成果や影響を点検しつつ、都の入札契約制度の現状や経緯を踏まえた適正な制度運営を行っていく必要があります。その中で委員会が十分な役割を果たしていくためには、都の入札監視委員としての経験が豊富で、かつ、入札契約制度の知識に優れておられる遠藤先生に、その運営をお願いするのが適当であると考えております。

【遠藤委員】 御意見ありがとうございます。ほかに御推薦、または立候補ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは不十分な能力しか持っておりませんが、私が委員長を受けさせていただきたいと思っておりますけれども、皆様、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

ありがとうございます。では、そのように決定したいと思います。

【遠藤委員長】 今、任命されました遠藤でございます。長くは、やらせていただいておりますけれども、その中でいろいろな経緯がございましたので、それも知っていると。十分に私が役を果たさなかつたからかもしれないけれども、これからまたいろいろ入札をめぐる状況は変わる可能性がございますので、委員の皆様にご熱心に議論いただくような進行をしてみたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、次に委員長職務代理者の選出を行いたいと思っております。入札監視委員会設置要綱第6条第3項では「委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がそ

の職務を代理する」と規定されております。もし御異論がなければ、当委員会の運営の円滑化のため、第二監視部会の部会長をされております有川委員にお願いしたいと思っておりますが、皆様、いかがでしょうか。

(異議等なし)

異議はないということで、ありがとうございます。では有川委員、今後よろしく願いいたします。

それでは7番目でございます、部会委員の決定、部会長の選出をさせていただきたいと思っております。まず部会委員の決定を行います。今日、新しく就任されたお2人の委員の皆様の部会割を決めさせていただきたいと思っております。事前にご説明はあったかと思っておりますけれども、今、部会を2つ、それからあとは制度部会というものを動かしておりますので、それらに加わっていただくということでございます。

制度部会の委員につきましては、行政法学、財政法学を専攻しておられ、楠元委員と専門が非常に近い斉藤委員が適任であると思っております。それから、第二監視部会の委員については、現在、総務省契約監視会の構成員を務めておられ、個別の契約案件の審議の経験が豊富な片桐委員が適任ではないかと私は思います。

そこで、もし御異論がなければ、斉藤委員を制度部会に、片桐委員を第二監視部会に所属していただくということで進めさせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議等なし)

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

続いて、今、各部会のメンバーが確定したわけでございますけれども、続いて制度部会の部会長の選出に移りたいと思っております。当入札監視委員会設置要綱第8条第5項は、「部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定されております。各部会委員によって互選により選出することとなっております。

それでは互選に入ります。初めに互選の進め方についてでございますが、これも委員長の出選と同じく、委員のうちからどなたか立候補いただくか、または部会長として適当な委員を御推薦いただくという形で進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議等なし)

よろしいでしょうか。それでは、制度部会の委員の皆様で立候補または御推薦はございますでしょうか。どうぞ。

**【原澤委員】** 制度部会の原澤です。私は小澤委員を制度部会の部会長に御推薦したいと思っております。小澤委員は国土交通省の入札契約に係る協議会の委員も御経験されておりますし、入札制度に関する深い知見をお持ちですので、まさに適任であると考えております。いかがでしょうか。

**【遠藤委員長】** 今、御推薦いただきましたけれども、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

ありがとうございます。御異議がないようですが、今日は小澤委員が御欠席でございますので、本人の意向を事務局のほうで確認していただいた上で、御本人の了承が得られれば、小澤委員にお願いするという形をとりたいと思いますが、その辺は事務局のほうで進めてください。

【吉川課長】　かしこまりました。確認させていただいた結果につきましては、委員の皆様は後日ご連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

【遠藤委員長】　それでは、今日の議題の8番目でございますが、「第2回第一監視部会審議結果の報告について」ということで、部会長の私のほうから説明させていただきます。

まず、資料はタブレットの9ページ、横使いのものになります。委員の皆様にも審議対象の案件を選ぶことやっているわけですし、これからやっていただくことなるのですけれども、一応、抽出方法についてはルールを決めております。平成30年3月29日に開催された平成29年度の第3回入札監視委員会におきまして、平成30年度の定例審議の対象案件の抽出方法は、大規模工事等の契約金額が高額な事案、大きなプロジェクトということ。それから1者入札の事案。それから高落札率の事案。低入札価格調査を行った事案。同一事業者による長期継続受注事案。社会的に注目されている事案。及び、委員会あるいは部会が必要と認めたものと決定されております。

これを受けまして当第一監視部会では具体的な抽出方法として、高額かつ高落札率の事案については、高い順に上位100件の中から抽出すること。社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること。1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出するとし、また、各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的な審議対象事案を部会長が決定するというプロセスを決めております。それによりまして、最終的に決定した事案が別紙1-3、9ページに記載されました7件になります。

定例審議の当日は、各事業所所管の担当者も出席して説明をしていただいた上で、入札契約手続がルールに基づいて適正に行われているか、また、今後検討すべき事項がないか等について審議をいたしました。

なお、会議の公開につきましては、個人情報や法人情報の保護の観点から非公開とし、後日審議概要と議事録を公表することとしました。

審議の結果は、意見が付された案件もございましたが、いずれも入札契約手続そのものはルールどおりに行われていることを確認しました。従って、特に知事に対する意見の具申等はございませんでした。

では、議案ごとに具体的な審議内容を報告いたしますので、10ページからの審議概要を御覧ください。

まず議案1でございますが、高額・高落札事案として抽出した野川大沢調節池工事（その1）でございます。

この事案につきましては、連続壁を埋め込んでいく工事でありましたが、掘り下げやポ

ンプ設備等、今後の工事の業者と同一となる可能性はあるのか。また、1番札・2番札の入札金額が同じであったため、内訳書の確認状況や技術点の裁定の妥当性について質疑がありました。その結果、内訳書は各社異なっており、問題ないという回答でした。また、契約変更が行われ金額が大きく下がった理由や、予定価格が事前公表であるにもかかわらず最低制限価格を下回ってしまう事業者がいる理由についても説明を求めました。この資料の10ページにそれらが示されているということでございます。ご意見があれば、また最後に伺いたいと思います。

次は議案2でございまして、これは10ページ～11ページでございますけれども、こちらも高額・高落札事案として抽出した、警視庁神田警察署庁舎改築工事でございます。

本件については、工事内容について工期が長いように思われるが、特殊な事情があるのか、契約変更の理由は何かについて質疑がありました。また、本件は2者希望、1者辞退であったため、辞退理由と、都心の大規模工事であるにもかかわらず1者応札となった理由についての質問がございました。また、本件は入札制度改革試行以前の案件であります。1者入札が大変問題視されていた時期でございまして、入札辞退者への辞退理由の聞き取り・分析等、今後も参加者を増やす取り組みを強化していく。そのような回答が担当者からございました。

続きまして、11ページ～12ページにまたがっておりますが、議案3、同一事業者による長期継続受注事案として抽出した、東京都23区以外（島嶼部を除く）交通信号機応急工事（年間単価契約）についてでございます。

本件は発注限度額方式という契約方式をとっているものですから、その内容について確認した上で、それに慣れている事業者が、例年発注がない項目の単価を低くし、合計金額全体を下げるようなことはあり得るのかという質疑がありました。

少し分かりにくいかもしれませんが、全体をパッケージで、それぞれに単価を割り当てて、限度額を決めた契約なのですが、それに発注がないだろうと思われるようなものに低い単価を入れて、全体の工事費、入札額を低く見せるというような、慣れた応札者のテクニックが使われていないかということ聞いています。そう説明しても、あまりよく分からないかもしれませんが。これについては、毎年度執行状況を確認し、項目の見直しを行っているという回答がありました。つまり、ほとんど発注されないような項目については重く扱わないとか、そういった工夫がされているということです。

また、現在は1年間の実際の発注額が公表されておらず、受注者の負担が大きいと考えられることから、毎年の実績は公表すべきとの意見が付けられました。あわせて、本件は多摩部ですが、23区においても同一事業者が継続して落札しているため、今後、参加者を増やすための工事内容の明確化と工夫を行っていくべきとの意見を付けました、ということでございます。

議案4、12ページでございますが、これも同一事業者による長期継続受注事案として抽出した、バス停留所上屋新設等単価請負工事です。

本件は希望1者、指名1者、見積もり参加者が1者の案件であったため、他の事業者を指名しなかった理由と、同一事業者が続いている原因について質問がございました。また、その1者と4回見積もり合わせを行っていることから、4回行っている理由についても質疑がありました。回答といたしましては、本件は警察や民地の所有者等との調整に手間がかかり、仕事をやることを敬遠する。そして結果として1者になってしまったということとございました。こういう案件でございます。

次、議案5でございますが、12ページ～13ページにまたがっております。1者入札の事案として抽出した、松沢病院本館1階アルコール依存症外来改修工事でございます。

本件につきましては、希望9者、指名10者、入札参加者が1者の案件であったため、追加で指名した1者の指名理由と、10者も指名したのに1者しか応札してくれなかったという、その辞退された方々の理由についての質問がございました。辞退者に対して聞き取りを行ったところ、工期5カ月の間、専任の技術者を配置することが困難だという回答であったとございます。また、5カ月という工期の適正さについては、病院運営を継続しながらの工事となるため期間は適切であったが、それらを金額に当てはめて考慮すると、採算が業者さんのほうで合わないということで、敬遠された可能性があるということが回答されました。

続きまして議案6、13ページでございますが、こちらも1者入札の議案として抽出した、台東区上野四、七丁目付近再構築工事でございます。

本件につきましては、希望2者、入札参加者が1者の事案であったため、辞退理由についての質疑がありました。また、事前公表で落札率が100%であったことから、下水道局で入札参加者を増やす工夫を行ったのかという質問がございました。下水道局では積算単価が合わないことはたびたびあるので、本件はその対象外ではあるのですが、施工条件の悪い都市区では単価割増を行っていること。また、落札率100%であっても競争原理が働いているとの回答でした。

この点につきましては、委員の皆様から、今後は1者応札で100%の落札率にはならないような努力を鋭意する必要があるのではないかと、ということが意見として付されました。

続きまして議案7でございます。13ページの下のところからですが、低入札価格調査を行った事案として抽出した、平成29年度辰巳排水機場（再整備）ポンプ設備製作据付工事でございます。

落札率が75%近傍に並んでいる原因について質問がございました。特別重点調査制度が原因ではないかという説明がありました。それを下回ると特重の対象になってしまうので、そのあたりに札が集まったということです。

また、本件が積算に当たり業者から集めた見積もりを収集して使っているため、見積もり段階で高い金額を出して、予定価格を引き上げる可能性がないかという質問がございました。これに対しまして、特殊な案件での見積もりで積算せざるを得ない場合でも、複数

業者から見積書をとることで適正な予定価格の設定に努めているとの回答がありました。

さらに、入札金額を低くし、この後の特命随意契約となる、そのポンプの維持管理になるのですが、保守契約で取り戻そうと。安い金額で納入して、その後の保守契約でお金を取り戻そうということが起こるのかという質問がございました。他の排水機場の事例を踏まえると、今回も特命随意契約になると思いますが、その場合でも維持管理・保守管理については積算基準があり、適正な予定価格の算出が可能とのことでした。

ここでは、やはり見積もりをとる場合、見積もりを提出する側に低い金額を入れるということがインセンティブとしては全くないのではないかとということが、意見としてあったということです。

平成30年度第2回第一監視部会の審議結果の報告は以上でございます。

少し長くなりましたけれども、ただいまの報告につきまして、特に第一監視部会の委員の皆様、ほかの皆様でも結構ですが、何か質問とかご意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。では、内容についてはこの範囲でよろしいということで、お認めいただいたと思います。

それでは9番目の議題にいきますが、第1回第二監視部会の審議結果の報告につきまして、有川部会長から説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【有川委員】 9月12日に開催されました第二監視部会の審議の結果について、資料に沿って報告したいと思います。

資料の19ページを開いていただきたいと思っております。まず審議対象事案の抽出の仕方ですけれども、抽出方針は1の(3)に書いてありますように、第一監視部会と同様になっております。具体的な抽出方法において第一監視部会と若干変えているのは、高落札率の事案についてです。落札率100%と99%台のそれぞれの範囲から、金額が高い順に上位50件ずつの中から抽出しております。それ以外の着目点については第一監視部会と同様、各委員がそれぞれの着目点の事案を抽出した上で、その中から最終的な審議対象事案を各委員と意見調整をしながら、最終的に部会長が決定するという形をとらせていただいております。

こうしたプロセスを経まして、19ページの下表にありますような6件を抽出しております。この6件はいずれも、平成29年6月からスタートしております入札契約制度改革の前の制度が適用されている案件です。審議の進め方、会議の公開の仕方については、先ほどお話がありました第一監視部会と同様の取り扱いになっております。

まず審議の結果の総論ですけれども、議案1につきましては、一部の内容について状況を十分把握できない部分がありましたので、継続審議として改めて資料を整理して、説明をいただいた上で結論を出したいと思っております。

次に議案2～議案6につきましては、いずれも入札契約手続そのものは規程のルールに従って行われていることから、知事に対する意見の具申はありません。ただ、議案2～議案6ですので5件あるのですけれども、そのうち4件については意見をしており、1件に



については要望をしております。それぞれについての対応を求めているところあります。

では、議案ごとに具体的な審議内容をお話ししたいと思います。

20ページを御覧ください。議案1番目の妙見島防潮堤建設工事ですけれども、これは高落札率の事案として抽出した案件です。

本件は過去2年間にわたり不調になっていることを踏まえまして、2年間不調のままとおいた経緯や、今回の発注時の工夫等について質疑を行いました。今回の再発注に当たっては、不調時の辞退者にヒアリングを行った上で工事内容を一部見直すなどの対策を実施したことなどの説明を受けました。

また、民間企業に係る施設を本件工事の中であわせて整備していることについて質疑を行いました。当該民間施設は防潮堤建設工事により機能が損なわれることから、原因者負担の考え方に基づいて、補償代行として施工した旨の説明を受けました。

本件については、当日の審議における資料及び説明では補償代行工事の全体像が把握できなかったことなどから、継続審議として改めて説明を受けることとしております。本議案の継続審議につきましては、本日この入札監視委員会の終了後、第二監視部会を改めて開催して審議を行う予定にしております。

次に20ページの最後のあたりから21ページにかけて審議状況が書いてありますけれども、2番目の議案は、東京都議会議事堂の議員控室その他改修工事です。この議案は1者入札の事案として抽出したものです。

本件は特命随意契約であることから、特に施工者が特命の相手方でなければならない理由について、中心に質疑を行いました。これに対し、都議選後の会派構成の決定から次の都議会開催までの、非常に短期間で効率的かつ確実に施工を完了させなければならないということ、実効性のある現場調査が事前にできないことなどから、建物の特性を熟知している、既存建物の元施工者でなければ施工が不可能である旨の説明を受けました。

また、契約変更により契約金額が増大した理由について質疑を行いました。これに対して、本件は極めて限られた施工時期での施工であるため、都議選前に過去の実績を基にした仮レイアウトにより発注を行い、契約した後に、都議選後の最終決定したレイアウトにより施工範囲を確定させるといった方法を採用しており、その時々によって増額する場合も減額する場合もあるが、今回は施工範囲が広がったため、契約金額が増額になったとの説明を受けました。

本件は審議の結果、規程のルールに従って運用されているものと認めましたが、都議選に伴って4年に1度、毎回行われる工事であり、準備期間は十分あるはずであるから、予定価格の設定などについては過去の発注実績をよく検証し、次回発注時のさらなる適正化に努めることという意見を付しております。

同じく21ページの後半にあります3番目の議案は、葛西水再生センター汚泥焼却設備3号炉撤去工事です。この議案は1者入札の事案として抽出されております。

本件は発注業種を焼却設備として発注しており、結果的に入札参加者が1者となっております。

りますけれども、工事内容は撤去工事であることから、業種をプレーヤーの少ない焼却設備に限定しなくもよいのではないかという問題意識から質疑が行われました。質問に対し、撤去に際しても残置する他の焼却設備への影響に配慮が必要なこと、あるいはダイオキシンなどの焼却設備の撤去には施工管理上注意を要する要素が含まれることなどから、焼却設備についてのノウハウが必要であるとの説明を受けました。

本件も審議の結果、規程のルールに従って運用されているものと認めますけれども、競争の形をとりながら、入札参加者が限られてしまうような場合は、かえって契約金額が高止まりしてしまう可能性もあることから、1者入札の弊害を十分に踏まえながら、適切な入札方式を選択する必要があるという意見を付けております。

22ページを見ていただきたいと思いますが、4番目の議案、豊島区目白一丁目、新宿区下落合二丁目付近再構築工事であります。この議案は高額の事案として抽出したものであります。

本件は希望者が5者おり、希望に基づいて指名がなされたにもかかわらず、実際は4者が入札を辞退していることから、辞退理由や、その聴取方法等について質疑を行いました。これに対して、本件の手続当時は電子調達システムにて任意に辞退理由を入力してもらっていたが、現在はシステムに一部手を入れ、該当する辞退理由を必ず選んでもらうという選択式にしたこと。また、その結果を今後統計的に見ていく旨の説明がありました。

また、手を挙げておきながら辞退するケースに対するペナルティー等の必要性についても質疑が行われました。これに対し、門戸を広げ、できるだけ多くの事業者に参加していただくという趣旨で希望制をとっており、辞退しただけでペナルティーを課すというのは難しい旨の説明がありました。

本件も審議の結果、規程のルールに従って運用されているものと認めましたけれども、辞退理由の聴取について、電子調達システムによる把握という点で一步前進していると評価できますが、今後は必要に応じてヒアリングの実施も検討されたいという意見と、また、ヒアリング実施の結果、辞退者に問題があることがわかった場合には、ペナルティーの必要性等についても検討されたいという意見を付しております。

次に22ページの下の方、5番、江東区平野四丁目、三好三丁目付近再構築工事です。議案5は低入札価格調査を行った事案として抽出したものです。

本件は落札率が75%となっていますけれども、低入札価格調査がどのように実施されたかという点について、主に質疑を行いました。これに対して低入札価格調査においては、落札事業者からのヒアリングを通じて、全てのセグメントを1つの協力業者から仕入れることでスケールメリットが発揮されること。また、当該事業者との長年の取引関係によりコスト削減が可能となること等の理由を確認した上で、品質を確保しつつ適正な施工ができるものと判断したという説明を受けました。

本件も審議の結果、規程のルールに従って運用されているものと認めましたけれども、こちらは要望事項です。今回の入札契約制度改革におきまして低入札調査についても改正が

なされておりますが、運用上、低入調査と非常に類似の概念として特別重点調査があり、あるいは最低制限価格の調査があり、あるいは価格による、数量的という言葉が付いているようですけれども、失格基準がありまして、この類似の概念と、改正された低入調査の関係が十分整理されないと、今後も議論の過程で錯綜する可能性があるので、事務局のほうで、その辺を資料として整理していただきたいと要望しました。

この件については、引き続きこの場で事務局より御説明いただけると伺っておりますので、よろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。

お手数ですけれども、タブレットではなく、お手元にお配りしています、左上をホチキスでとめております「入札契約制度改革における低入札価格調査制度の主な改正点」という資料を御覧ください。今、有川部会長からいただいたとおり、今回、入札契約制度改革で低入札価格調査制度を改正しておりますので、その主な改正点を中心に説明させていただきたいと思います。

まず、改正の背景と目的でございますが、東京都では従前よりダンピング受注の防止を主に目的としまして、低入札価格調査制度と最低制限価格制度、この両制度を活用してまいりました。この両制度は、案件ごとの予定価格の価格帯に応じて使い分けてきたというものでございます。

こうした中、平成29年3月に都政改革本部より入札契約制度改革の実施方針が示されまして、この中で工事品質を確保しつつ、より競争環境を高めるという目的で、低入札価格調査制度の適用範囲を拡大することを実施しております。また一方、ダンピング受注により下請企業等に不当なしわ寄せが生じないように、低入調査の厳格化を改正の中で実施しております。こういった改正内容は、東京都で定めております低入札価格調査のマニュアルのほうに盛り込みまして、東京都のホームページで公表しているものでございます。

改正の適用時期は下に書いてありますけれども、昨年6月に試行が始まりまして、本年6月から本格実施をしているものでございます。

よろしければ、次の2ページを御覧ください。

改正点の1つ目、適用範囲の拡大の具体的な説明でございます。先ほど両制度を最低制限価格と使い分けているという話をしましたが、この分岐点の変更をしているものでございます。

まず改正前ですが、左側の囲いの中でございます。左側の囲いの中のさらに左側の図でございますが、従前、東京都では予定価格が建築工事で6億円、土木工事で5億円、設備工事で2.5億円以上の案件を低入札価格調査の対象としておりましたが、これに工事受注者の持続可能な事業運営というところを担保して、担い手の育成確保の取り組みを加速させるという目的で、平成27年から3年間の臨時的な措置として、左側の改正前の囲いの右側ですけれども、予定価格がそれぞれの業種、WTO価格帯である24.7億円以上の案件を低入札価格調査の対象にするという運用をしてまいりました。

これに対して改正後が右側の囲いの中でございますけれども、地方自治法のほうで低入札価格調査が基本とされているところを踏まえまして、この低入札価格調査の適用範囲を拡大し、建築工事では予定価格4.4億円、土木工事では3.5億円、設備工事では2.5億円以上の案件を低入調査の対象にするよう、改正を行っております。

よろしければ、次の3ページを御覧ください。

続きまして調査の厳格化についての主な改正点でございます。従前の調査項目もありますが、これに加えて、下にあるような、下請見積書に法定福利費が明示されていない場合は失格にするということですか、過去3年の工事成績評定で65点未満の場合は失格にすること、また、従前の特別重点調査を廃止しまして、同じ価格帯に数値的失格基準を導入するという改正を行っております。

よろしければ、次の4ページを御覧ください。

最後に、今申し上げましたような数値的失格基準ですか、低入調査の対象になる調査基準価格、この関係をまとめたものでございます。

まず、低入調査の対象になるかどうかを決める調査基準価格でございます。ページの上側でございますが、こちらは予定価格を構成する①～④と書いてある各費目に0.97とか0.9という一定の率を掛けまして、これを足し合わせたものが調査基準価格になるものでございます。入札価格がこれを下回りますと低入調査の対象になるものでございます。なお、最低制限価格を適用する案件については、この同じ式にはなるのですけれども、こちらを使って最低制限価格を算出するものでございます。

次に数値的失格基準。低入調査の中の数値的失格基準についてでございます。左下のところに記載しておりますが、こちらは予定価格を構成する①～④の各費目に0.75とか0.7を掛けまして、数値的失格基準の場合は、これを足し合わせるものでなく、入札価格の各費目がそれぞれこの①～④のうち一つでも下回れば失格に該当するものでございます。

この調査基準価格と数値的失格基準の関係をイメージとして図に表したものが、右下の左側の図です。こちらが低入調査の場合ですが、まず予定価格がありまして、その一定程度価格が安いところに、上で先ほど示したような基準価格が設定されまして、これより下の価格で入札すると低入調査の対象になるものでございます。数値的失格基準については、先ほども申し上げたとおり、各費目で判断するものですので一概には言えないのですけれども、一般的には調査基準価格よりもさらに低い価格帯のところの数値的失格基準（「準」の字が切れてしまっていますけれども）が来るという関係になってございます。

駆け足でしたけれども、説明は以上になります。有川部会長、審議結果の報告を引き続きよろしく申し上げます。

【有川委員】 ありがとうございます。今の説明に対していろいろ質疑があるかとは思いますが、変則的に私の説明の途中に入れていただきましたので、今の説明に対する質疑は私の説明が終わった後をお願いするということで、ただ1点だけ、すみません、

そう言うおきながら、自分で補足するのは大変恐縮なのですが。

今、説明をいただきました資料の2ページにある改正前、27年～29年の臨時的措置というのは、低入調査と最低制限価格をある程度すみ分けているように見えますけれども、ご案内のとおり、WTO 案件については最低制限価格をとることが協定でできないので、実際はWTO 案件を別にすると、全ての契約に最低制限価格が適用されていたというイレギュラーな時代が3年間、直前にあったという表になっているかと思います。それだけ補足させていただきます。

それでは、資料23ページの最後の第6番目の議案、東部スラッジプラント汚泥焼却設備1、2号補修工事についてお話ししたいと思います。これは同一事業者による長期継続受注事案として抽出したものであります。

本件の受注者は同施設の補修工事を過年度にも随意契約にて受注しております。本件については、特命の理由や、その特命理由の公表の有無を中心に質疑を行いました。特命理由の説明を受けるとともに、その特命理由を公表している旨の回答を得ております。

本件についても、審議の結果、規程のルールに従って運用されているものと認めましたが、特命理由については、第三者が読んでも特命随意契約の必要性が理解できるように理由の検証を行うとともに、適切な表現にも努めることという意見を付したところであります。

これらの議案についてのまとめの意見としては23ページの最後のところに、これまでの説明を要約した形で記載しているところであります。

以上が第二部会の定例審議の結果の報告になります。

**【遠藤委員長】** ありがとうございます。それでは、ただいまの第二監視部会の御報告について、委員の皆様から何か質問や御意見はございますでしょうか。この低入札価格調査制度の内容についても含めてということで、飯塚委員、どうぞ。

**【飯塚委員】** 都から説明のあった4枚紙について伺います。4ページ目に数値的失格基準というのが新しくつきましたけれども、まず、この数値的失格基準を採用している県が何県あるかということと、これの理念というか哲学がよくわからないのですが。金に色目はついていないのですから、要はトータルでどうなのかという話が自然なところを、例えばトータルではそれほど下回らないのだけれども、共通仮設がやたらに低かったとって失格にするという、その理由は何ですか。その2点を伺います。

**【遠藤委員長】** お答えいただけますか。

**【荒山課長】** まず1点目の、ほかの自治体はどれぐらいあるかという点について、今、こちらの手元に資料がございませんので即答はできませんけれども、基本的に国交省からのお話でも、理念としてダンピング受注をできるだけきちんと防止しようというところで、数値的な失格基準を定めて、大きくダンピングが、あまりに低い価格での落札を防止していこうという理念が出ていますので、それに従って私どももやっているというところでございます。

この数字につきましては、中央公契連モデルというものがあまして、国でやっているものに準拠して使っている数字でございます。そういったところを考えますと、それなりところでこの数値的失格基準は採用されているのではないかと考えております。実際どれくらいあるかにつきましては、調べましてまた御報告したいと思えます。

2点目につきまして、各項目ごとにやっている理由でございますが、これにつきまして、基本的には過度なダンピング受注を避けようというところでございますので、各項目一つ一つを見て、この内訳の中でおかしいものがないか。こういったところで、きちっと適正な履行が確保できるかをきちんと担保するという意味で、個別で見ているのではないかとこのところでございます。

なお、「従前の特別重点調査」とここに記載してございますけれども、従前に特別重点調査をやっていた時と同様の算出方法の数字でございます。

説明は以上です。

**【飯塚委員】** 私が勘違いしているのかもしれませんが、数値的失格基準で失格に該当したと。しかし調査基準価格ではセーフだったというケースは、この低入札価格調査制度の対象になるのですか。要するにこの2つはA&Bなのですか。

**【荒山課長】** まず、この調査基準価格というのがございまして、調査基準価格に該当した場合に低入札価格調査ということに入ります。その場合において、この数値的失格基準というものが出てきますので、まず全体の数字として調査基準価格を下回らない場合につきましては、この数値的失格基準についての内容を見ることなく落札者として採用されることとなります。

**【飯塚委員】** わかりました。ただ、共通仮設費が低くても、仮設ではなくて直工に盛ろうという考えもあるわけですから、一概には言えないと思えますけれども、結構です。

**【遠藤委員長】** よろしいですか。ほかに、どうぞ。

**【有川委員】** 説明を求めた私が質問するのもあれかもしれませんが。全体の関係は何となくわかるような気もするのですけれども、要は昨年からの従来の最低制限価格中心の運用から低入調査という、国の会計法令や、あるいは地方自治体の地方自治法施行令の本則に戻るような、低入調査原則のほうにシフトしたような改革のように額面は見えるのですけれども、例えばこの特別重点調査というのもいろいろ議論があったところですが、それでも特別重点調査は、調査をして、場合によってはセーフになる可能性があるのですが、今度は自動的に機械的にアウトになって、最低制限価格の場合ですと低入より下のところに、今、飯塚委員が言われたように、トータルの金額で失格することになるのですが、それよりも一定の直工費や共通仮設費や、特定の費目だけでひっかかって自動的にアウトになるという世界ですので、運用の仕方によっては、せつかく低入調査制度の改革をしたのに、実際の運用は逆。むしろ従来の最低制限価格原則よりも、もっと足切りがきついという状況になりかねないので、ぜひ、運用は注意していただきたいと思えます。

何を言いたいかというと、何でもかんでも数値的失格基準を適用するのではなく、最低制限価格の設定と同じで、なぜこれを設定するのかという必要性を一つ一つ検証しながら、何にでも機械的に適用するのではなく、必要性があるものについて適用して、そして常にこれを適用してよかったのかどうかを検証しながら、この低入調査を原則にした改革が本当に生きているかどうかを常にチェックしていただきたいと思いますという趣旨です。

【荒山課長】 先生からの御発言の趣旨は理解いたしました。そういったご意見も賜りましたので、今後、私どもは運用していく中で、そういった部分も勘案しながら、しっかり運用していきたいと考えてございます。

【遠藤委員長】 どうぞ。

【飯塚委員】 今のたてつけで、今、有川先生がおっしゃったような部分を考慮する余地はあるのですか。つまり数値的には失格であるけれども、特段の理由がある場合は失格者にはしないということができるのですか。

【五十嵐部長】 少なくとも今の要綱では、明確に失格基準と決めていますので、それはできません。ですので、今後、工事の種類だとかそういったもので、この数値的失格基準が該当しないようなものが仮にあるのだとすれば、適用するのが、不適切だというものがあるのであれば、そういったものについては、今後考慮していくのかなと思っています。

もともとこの数値的失格基準は、星印に書いてありますように特別重点調査。国交省というか国でやっている特別重点調査で、これを下回ったときに通常の調査よりもさらに厳しい調査をするということで、その結果、国のほうでも調査自体をほぼ辞退されているというものもあるというように私どもは聞き及んでおります。

そういったことから、私どもはこの低入調査の基準を、低入調査を中心ということで、調査する場合の件数や何か大きく増えてくるということ。それから、受注者のほうにも負担がかかるということも勘案して、過去の実績、あるいは特別重点調査を実施している国の状況なども踏まえた上で、調査から失格基準に変えても特に問題はないだろうという趣旨で、私どもは今回の改革の中で、こういった数値的失格基準を定めたということにしております。

いずれにしても、今、有川先生のほうから、あるいは飯塚先生のほうから、これ一発で失格にしないような工事もあるのではないかとといった御意見がございましたので、すぐにできるかという話はともかくといたしまして、そういったご意見があつて、そういったものを適用したほうがより適切だといったようなものについて研究してまいりたいと考えております。

【有川委員】 くどいようで申し訳ないのですが、部長からせつかく丁寧な御説明をいただいたのですけれども。去年、制度改革と申しますか、大きな改革の一つが低入調査基準の最低制限価格から原則シフトしたという、そういう看板を出しておきながら、この数値的失格基準を機械的に適用したら、むしろこの制度は最低制限価格よりひどいので、それは逆行しています。せつかく看板は進歩したように見せておいて、実態は逆行している

という結果になるので、そのところは都民に対してちゃんと説明できるような運用をしていただきたいという気持ちです。繰り返して申し訳ないのですが。

背景的な話を、くどくて申し訳ないのですが、前も少し話したことがあるのですが。特別重点調査、特重については、数年前までこれにひっかかるとほとんど降参ということで、短期間で膨大な資料を出さなければいけないので、皆、おりていたのですけれども、数年前、私が WTO 関係の委員をしているところに不服申し立てがありました。

日本スポーツ振興センターの国立競技場の解体工事なのですが、特重にひっかかって、不服申し立てがあって審議をした結果、もう一回入札やり直しになったのですけれども、もう一回その業者が特重にひっかかったら、もう一回調査して、今度はセーフにしたのです。それ以降、特重も調査するとセーフになることがあるよねと。非常にイレギュラーな、時期が急いでいる解体工事だったのですが、それがきっかけになって、特重のセーフになる機会が少しずつ増えてきたものですから、新たにこれが正面に出てきた感じがするので、ぜひ、特重もそうなのですが、これは皆、国交省の通達で、法令には全く根拠のない制度なので、よく十分注意して運用していただきたいと思います。

【五十嵐部長】 御意見を頂戴しましたので、十分注意したいと思います。

【遠藤委員長】 どうぞ。

【原澤委員】 第一監視部会の案件もですが、第一、第二の低入調査案件が、結果的に、合格だったのか不合格だったのかというところと、昨年の低入調査は、ほとんど不合格だったという記憶がありますので、それが数値的失格基準に合格せずに駄目だったのか、どこで駄目だったのかというデータを、何かの時に見せていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【五十嵐部長】 一応、そういった整理をしたものもございしますので、次の機会に御用意させていただければと思います。

【遠藤委員長】 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、前半の私が説明いたしました第2回の第一監視委員会も含めて、ここまでの議論について、また総括して、何か御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

【飯塚委員】 先ほど雑音が入って聞きそびれてしまったので。11ページの、先生が難しい案件だとおっしゃった、交通信号機応急工事の発注限度額方式について、基礎資料を読まずに質問するのは恐縮ですが、意見のところの「年間の発注状況がわからないまま受注者が365日待機するというのは負担が大きい」というご意見は全くそうだと思います。そもそもそのようなことがあり得るのかと。受注者というのですから、契約で受注した会社ということで、その会社が受注しているのに、365日待機して、結局、対象の工事というか行為は行わなかったということがもしもあるのであれば、それは契約とは言えないと思うのですが、その辺をレクチャーしていただけたらありがたいです。

【遠藤委員長】 レクチャーしていただけますか。

【荒山課長】 今の単価の契約ですが、複数単価でして、たくさんの項目があります。



実際その項目ごとにあらかじめ契約をしておいて、予定数量というのがあるわけですが、その予定数量に基づいて契約をしていくわけですが、数多くの項目の中でこの案件が何件、この案件が何件ということで出てきますので、それが工事の実績として実際に入っていきます。

ただ、今回のお話は、もともとの予定数量という数字は出ていますけれども、実際、昨年度の工事実績が各項目ごとに何件ずつあったのかを公表しないまま、翌年度の契約の発注をかけています。もちろん、前年度やった事業者であれば、どれぐらいの実際の工事実績があるかというのがわかる中で、ほかに入札に参加する予定の方は、もともとのこちらから示している予定数量だけしかわからない。実際の工事の中では何件ぐらいあったのかという実績がわからない中でやるのはどうなのだろうという議論があって、実際の実績を出した上で契約の発注に臨んだほうがいいのではないかというお話があったかと認識しております。

【飯塚委員】 信号機の契約について、なぜそういう、あまり聞いたことのないような形態をとるのですか。

【荒山課長】 この工事は、信号機が壊れたときに即座に対応しなければならないということで、いろいろなパターンの工事があります。それをあらかじめ設定しておいて、単価契約ですので、実際にあるかどうかはわかりませんが、それを予定数量として見えていますので、すぐに対応してもらわなければならないということで毎回契約するわけにはいきませんというところで、こういう対応をとっているところでございます。

【飯塚委員】 わかりました。

【遠藤委員長】 よろしいでしょうか。年間で単価を契約しておいて、工事が発生したときにその単価で工事をやってもらうという約束しているので、実際どれだけ仕事の量が出たかということについては、実際にやった業者さんしかわからないという状況は、少し実績を公表して、ほかの業者さんも、待っていてもあまり仕事がないのではないかということではなく、工事量に対する情報を公開して、やったほうがいいのではないかということ、ここで指摘させていただいているということでございます。

よろしいでしょうか。若干時間が押しぎみでございますけれども、ここで本日の議事はこれにて一旦終了といたします。この後、5分程度、3分程度にしましょうか、休憩をいたしまして、次第の7（3）の談合情報処理審査案件にかかわる結果報告に移ります。

この審議につきましては、個人情報や法人等の情報保護のため非公開としております。後日、審議概要を東京都財務局ホームページに掲載する予定でございますので、それでは、取材及び傍聴の皆様は御退席をお願いしたいと思います。委員の方々は一息入れていただいて、3分なので済みません、若干押しておりますので、よろしく申し上げます。

－以下、談合情報処理審査案件に係る結果報告（非公表）－

— 了 —